

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務																		
②事務の内容 ※	<p>1 事務の概要 地方税法及び長野市市税条例等に基づき、住民、国税庁などから提出された申告情報や事業所、年金保険者から提出された支払報告書をもとに住民税計算し、賦課決定を行う。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務 (1)住民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体からeLTAXシステムや国税連携システムを利用して、申告情報を取得する。 (2)各種課税資料のデータチェックを行い、宛名情報でマッチングし、個人ごとに名寄せし、合算処理を行う。 (3)住民税の賦課決定を行い、納税義務者あてに納税通知書・税額決定通知書を発送する。 (4)納税義務者から、修正申告等がされた場合には課税情報を変更し、税額変更通知書を発送する。 (5)必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について調査を行う。 (6)課税情報に基づき、申請に応じて課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>																		
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>[</td> <td style="text-align: center;">30万人以上</td> <td>]</td> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>				[	30万人以上	]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				5) 30万人以上	
[	30万人以上	]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満															
			3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満															
			5) 30万人以上																

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	個人住民税システム(税標準準拠システムと同義)			
②システムの機能	<p>システムの主な機能は以下のとおりである。</p> <p>1. 課税準備事務向け機能 (1)新年度個人基本作成機能 既存住基システムからその年の1月1日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。 (2)申告支援システム向けデータ作成機能 宛名情報、事業所情報及び課税情報を抽出し、申告支援システム向けの連携ファイルを作成する。</p> <p>2. 課税決定事務向け機能 (1)当初課税データ作成機能 申告支援システムから連携された資料併合結果を基に住民税計算を行い、課税データを作成する。 (2)当初税額通知書作成機能 当初税額通知書に関する帳票を作成する。 (3)他システム用連携ファイル作成機能(当初用) 当初分の府内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。 公的年金からの特別徴収者を対象に年金保険者への依頼用送信ファイルを作成する。</p> <p>3. 課税更正事務向け機能 (1)変更通知書作成機能 所得・税額等に変更があった対象者分の変更通知書を作成する。 (2)他システム用連携ファイル作成機能(変更分) 変更分の府内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。 公的年金からの特別徴収者を対象に年金保険者への特別徴収停止依頼用送信ファイルを作成する。</p> <p>4. 調査事務向け機能 (1)扶養調査機能 扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。 他市町村に居住している被扶養者を対象に他市町村宛所得照会を作成する。 (2)税務署向け扶養是正情報データ作成機能 扶養否認の情報を基に扶養是正情報データを作成し、申告支援システムへ連携する。 (3)住登外課税通知書作成機能 住登外課税者を対象に、住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)及び対象者一覧を作成する。</p> <p>5. その他機能 (1)課税内容証明書(所得証明書)の発行 課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>			
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 税宛名システム、申告支援システム )</p>			

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	税宛名システム(税システム内機能)
②システムの機能	<p>1. 宛名照会機能…納稅義務者、被扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。</p> <p>2. 住登外者の登録・更新機能…住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。</p> <p>3. 法人の登録・更新機能…法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能。</p> <p>4. 送付先、特宛人の照会・登録・更新機能…送付物の送付先、納管人・相続人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>5. 口座情報の照会・登録・更新機能…口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。</p> <p>6. 関連宛名設定機能…宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。</p> <p>7. 金融機関の照会・登録・更新機能…金融機関の照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>8. 証明書発行機能…各種税証明書を出力する機能。</p> <p>9. 利用者ID対応付け機能…電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応付けを行う機能。</p> <p>10. 住基連携機能…既存住基システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。</p> <p>11. 他業務向け宛名情報ファイル作成…個人住民税などの業務のバッチ処理で、税額通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。</p> <p>12. 同一人チェック機能…氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13. 申告書記載番号取込み・チェック機能…申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14. 宛名情報連携機能…番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 申告支援システム )</p>
システム3	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>1. 課税資料イメージ作成機能            (1)課税資料の電子データを基に、イメージ化する。            (2)課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する。            (3)アノテーション機能: イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する。</p> <p>2. 課税資料受付事務向け機能            (1)資料登録機能            提出された資料情報を登録し、特定個人情報により課税対象者情報との照合、記載内容のチェックを行う。</p> <p>3. 課税決定事務向け機能            (1)資料併合機能            登録した各種課税資料を特定個人情報により個人単位に併合し、課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。作成したファイルを個人住民税システムへ連携する。</p> <p>4. 調査事務向け機能            (1)税務署通知作成機能            調査及び控除否認等をした者を対象に扶養是正情報データを作成する。            (2)住登外課税通知書取込機能            他自治体から送付された住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)を取り込み、対象者情報を個人住民税システムへ連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 税宛名システム )</p>

システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 国税庁から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、確定申告書、法定調書等を受領する。</p> <p>2. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養は正情報等を国税庁に送付する。</p> <p>3. 市町村から他の市町村に対して、確定申告書等データを回送する。</p> <p>4. 住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)を回送する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム5	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 給与・公的年金等の支払いをする者から、一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。</p> <p>2. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	庁内連携システム(連携基盤システム)
②システムの機能	<p>1. Web 連携機能(同期連携/非同期連携)…SOAP/Web サービスを用いてデータ連携を行う機能</p> <p>2. ファイル連携機能(送受信/通知)…SFTPのプロトコルによりファイル送受信を行う機能</p> <p>3. データベース連携機能…JDBC/ODBCにより共通データベースへ、データを書き・取得する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) )</p>

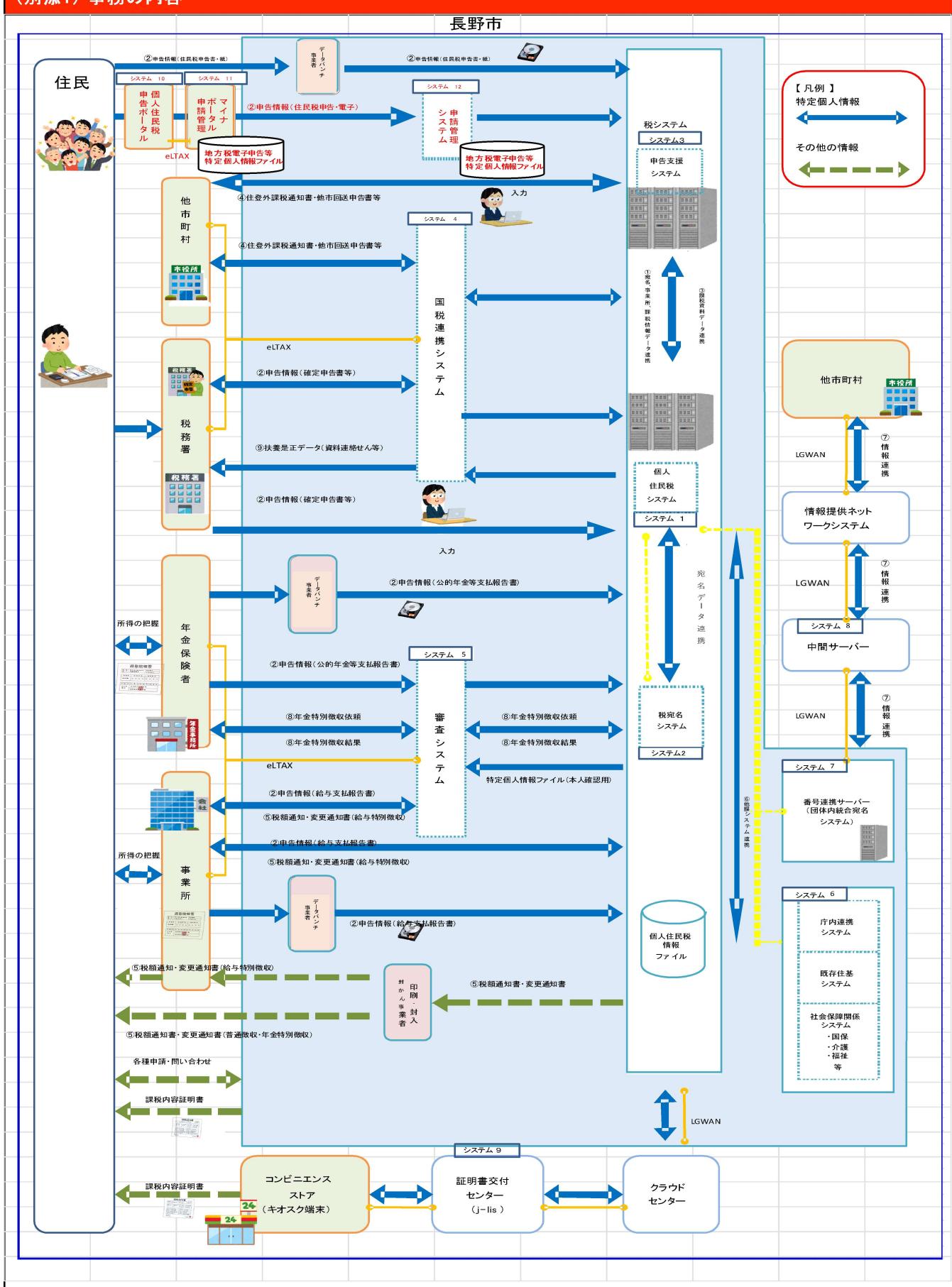
システム7	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 :既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>2. 統合宛名番号の付番機能 :個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>3. 符号要求機能 :個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>4. 情報提供機能 :各業務で管理している番号利用法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>5. 情報照会機能 :中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理するための機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) )</p>

システム9	
①システムの名称	証明書発行システム
②システムの機能	<p>1. 連携機能 :個人住民税システムと証明書情報を連携する。</p> <p>2. コンビニ交付機能 :コンビニ交付センターからの要求に応答して証明書交付を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム10	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	1. 個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 (マイナポータル申請管理)</p>
システム11~15	

システム11	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	<p>1.【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2.【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[○] その他 (申請管理システム )</p>
システム12	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>1. 業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能</p> <p>2. 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能</p> <p>3. 個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[○] その他 (個人住民税システム、マイナポータル申請管理、その他連携するシステム )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。このため、個人番号付きの課税資料等の税務関係書類を受け付けすることとなり、受け付けした課税資料は個人住民税システムで管理され、課税データを作成する。したがって個人住民税システムにて特定個人情報ファイルを保有することとなる。</li> <li>・事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。</li> <li>・課税データについては、中間サーバーへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関にて利用される。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<p>(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得証明書や住民票の添付省略</li> <li>②各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(課税内容証明書等)の省略</li> </ul> <p>(2)行政事務の効率化とより公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。</li> </ul>

<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>番号利用法第9条第1項 別表            ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表において、上欄に「市町村長」が含まれている項のうち、下欄に地方税に関する事務が含まれている項</p>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「命令」という。)第2条</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;            ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表において第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項            ・命令第50条</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;            ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財政部 市民税課
②所属長の役職名	課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

## (別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 宛名情報、事業所情報及び課税情報を個人住民税システムから申告支援システムへ連携する。
- ② 課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、申告支援システムへ取り込む。個人住民税申告(電子)において、住民税申告ポータルは、マイナポータル申請管理に住民税申告データを連携する。地方団体はマイナポータル申請管理から住民税申告データをダウンロードする。地方団体はダウンロードしたデータを基幹系システムに連携する。紙資料についてはデータパンチ事業者へ電子ファイル化(パンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを申告支援システムに取り込む。
- ③ 取り込んだ課税資料を名寄せ合算し、個人住民税システムに取り込む。
- ④ 長野市で住登外課税をする場合には、住登地の市町村へ地方税法第294条第3号に基き住登外課税通知書を送付し、当該他市町村から課税資料を回送してもらう。また他市町村での住登外課税の場合は住登外課税通知書を受領し、申告書等の課税資料があれば回送する。
- ⑤ 名寄せ合算した課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い税額通知書作成データを作成する。作成したデータは外部委託事業者へ渡し、一括印刷・封入封かんを行い、事業所・住民へ送付する。また、事業所に応じて、eLTAXや媒体を介して税額通知データを送る。
- ⑥ 当初課税時及び異動締め時に他課税システム向けデータを作成し提供する。また介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。
- ⑦ 当初課税時及び異動締め時に所得・控除等の情報を連携サーバ経由で中間サーバーへアップする。また情報提供ネットワークから他機関、他市町村の情報を参照する。
- ⑧ 年金保険者へ税額等の特別徴収依頼及び必要に応じて特別徴収停止依頼を行い、処理結果を年金保険者から受領しシステムに反映させる。
- ⑨ 調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、扶養是正情報データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	課税基準日現在(1月1日)に長野市に住民登録がある者、及び住民登録は無いが居住実態がある者、またはその被扶養者。	
④記録される項目	<p>その必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税業務における本人確認のため</li> <li>・個人住民税の適正課税を実施する上で、申告等の情報を紐付けるため</li> <li>・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため</li> </ul>	
⑤保有開始日	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満      2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上
	<p>主な記録項目 <b>※</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="radio"/> ] 国税関係情報      [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="radio"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報      [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>	
⑥事務担当部署	その妥当性 ・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(課税対象基準日の判定など) ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税の課税に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑦保有期間	平成28年1月1日	
⑧事務担当部署	財政部 市民税課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[○] 本人又は本人の代理人
	[○] 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課、国保・高齢者医療課、介護保険課、生活支援課、障害福祉課 )
	[○] 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者[日本年金機構] )
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 )
	[○] 民間事業者 ( 紙と電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) )
②入手方法	[○] その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )
	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
	[ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム
③入手の時期・頻度	[○] その他 ( eLTAX、マイナポータル申請管理 )
	<b>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</b> ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の受け取り(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手)
	<b>【府内連携により入手】</b> ・住民の個人番号については、既存住基システムで異動した際に連携し入手する。 ・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の年間納付額を申告相談開始前に入手する。 ・生活保護者及び障がい者の対象者情報を新年度課税準備期(1月～4月頃)に入手する。 ・基礎年金番号の取込データを介護システムより毎月入手する。(※) ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※)  (※)個人番号は含まれないが、税務システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。
	<b>【年金保険者からeLTAXを介して入手】</b> ・年金特別徴収対象者情報…5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知…9月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知…年12回 ・特別徴収結果通知…年6回(奇数月)
	<b>【国税庁からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】</b> 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ・法定調書情報は、2月及び5月に受領する。
	<b>【他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】</b> 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。
	<b>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</b> ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。
	<b>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</b> ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。
	<b>【マイナポータル申請管理により入手】</b> ・個人住民税申告(電子)において、地方団体はマイナポータル申請管理から住民税申告データを入手する。

	<p><b>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)について提出先は市町村であり、地方税法施行規則で定められている様式に個人番号の記載が明記されている。また、申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。</li> <li>・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号利用法第19条第9号)</li> </ul> <p><b>【庁内連携により入手】</b></p> <p>番号利用法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供を求めることができるとされている。このため個人住民税事務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p><b>④入手に係る妥当性</b></p> <p><b>【他機関より入手】</b></p> <p>地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」として、個人番号が明記されている。</p> <p><b>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合入手する。</li> </ul> <p><b>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</li> </ul> <p><b>【マイナポータル申請管理により入手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税申告(電子)において、地方団体はマイナポータル申請管理から住民税申告データ入手する。</li> </ul>											
	<p><b>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</b></p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施され、この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第321条の7の3(年金保険者による市町村に対する通知)</li> <li>・国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等)</li> <li>・所得税法第10条、第57条、第194条、第195条、第198条、第203条の5、第224条</li> </ul> <p><b>【庁内連携により入手】</b></p> <p>番号利用法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるところから、本市住民の個人番号について、既存住基システムより入手可能である。</p> <p><b>⑤本人への明示</b></p> <p><b>【他機関より入手】</b></p> <p>地方税法第321条の7の3において明示されている。</p> <p><b>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求める旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することができる旨が明示されている。</li> </ul> <p><b>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法第19条第8号において明示されている。</li> </ul>											
<b>⑥使用目的 ※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ公平な課税及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</li> </ul>											
	<p><b>変更の妥当性</b></p>											
<b>⑦使用の主体</b>	<p><b>使用部署</b> ※</p> <p><b>【財政部】</b>市民税課、収納課、<b>【市民生活部】</b>市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)</p>											
	<p><b>使用者数</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="489 1963 759 2052">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td data-bbox="886 1963 997 2052">&lt;選択肢&gt;</td> <td data-bbox="1013 1963 1124 2052">1) 10人未満</td> <td data-bbox="1140 1963 1251 2052">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1124 1963 1235 2052">3) 50人以上100人未満</td> <td data-bbox="1235 1963 1346 2052">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1235 1963 1346 2052">5) 500人以上1,000人未満</td> <td data-bbox="1346 1963 1457 2052">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満			3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満			5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									

	<p>1. 課税準備事務</p> <p>2. 課税資料受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。</li> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。</li> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を国税連携システム(eLTAX)を通じて他自治体より受け取る。</li> <li>・受け取った電子データを閲覧・印刷する。</li> <li>・受け取った電子データを税務システムに登録する。</li> <li>・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。</li> <li>・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知書)に個人番号を記載する。</li> </ul>
⑧使用方法 ※	<p>3. 課税決定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課税資料の情報を申告支援システムに登録する。</li> <li>・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。</li> <li>・税額通知書に記載する。</li> <li>・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。</li> </ul> <p>4. 課税更正事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に同一人の資料が存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。</li> </ul> <p>5. 調査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。</li> <li>・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</li> </ul>
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記項目1、2、3、4、5において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付て使用する。</li> <li>・上記項目3の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。</li> </ul>
情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税事務では実施しない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ] <選択肢> ( 4 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない
<b>委託事項1</b>	課税資料のデータパンチ
①委託内容	紙、イメージデータをもとに申告支援システムで利用できる電子データファイルを作成(データパンチ)する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [ 10万人以上100万人未満 ] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	対象者から本市に課税資料が書面により提出されたもののみ。
その妥当性	短期間で大量の課税資料をデータ入力する必要があるため。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。
⑥委託先名	業者が決まり次第公表
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b> [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項 給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書内容のデータ作成作業の一部
<b>委託事項2~5</b>	

<b>委託事項2</b>	税額通知書の印刷、封入・封かん	
①委託内容	当初課税決定後の税額通知書及び税額更正による変更通知書の一括印刷、封入・封かん。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	納税義務者及び課税対象者	
その妥当性	大量印刷可能なプリンタは高額なため、コスト削減のため大量印刷は外部委託としている。	
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑤委託先名の確認方法	長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。	
⑥委託先名	業者が決まり次第公表	
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項	当初課税決定後の税額通知書の封入・封かん。

委託事項3		税務システム全般の運用支援及び保守業務
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視、障害対応、税制改正対応を行う。また、職員からの問い合わせ対応や調査などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		課税対象者及び被扶養者・事業専従者など。
その妥当性		システム運用のための作業であり、基幹系システムである税務システムの運用は専門知識が必要なため。税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( サーバでの直接操作、税務システム端末の直接操作。 )</p>
⑤委託先名の確認方法		長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 長野公共ビジネス部
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項	税務システム全般の運用支援及び保守業務

委託事項4		
①委託内容		審査サーバ及び国税連携データ受信サーバの維持管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 <span style="color: red;">※</span>	審査システムの利用者情報、および、申告書等データ 年金特徴システムの公的年金等支払報告書データ 国税連携システムの申告書等データ	
その妥当性	審査サーバ及び国税連携データ受信サーバについて、委託利用型により利用しているため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線      [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール    [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ    [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑤委託先名の確認方法	長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。	
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データアイ	
再委託	⑦再委託の有無 <span style="color: red;">※</span>	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する    2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項	審査システム業務の利用における現地対応作業

<b>委託事項5</b>		申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、トラブル対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 <b>※</b>		個人住民税申告を電子で行う者
その妥当性		申請管理システムの安定的な稼動のための専門的な知識及び技術を有し、かつ、開発元でもあるため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( サーバでの直接操作、税務システム端末の直接操作。 )</p>
⑤委託先名の確認方法		長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 長野公共ビジネス部
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b>	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑨再委託事項	申請管理システム全般の運用支援及び保守業務

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 59 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号 情報連携主務省令第2条表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び情報連携主務省令
②提供先における用途	情報連携主務省令第2条表に定める事務
③提供する情報	情報連携主務省令における地方税に関する特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input checked="" type="radio"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより提供依頼のあった都度。

提供先2~5	
提供先2	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第9号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	個人住民税の申告書等情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( eLTAX )</p>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があった都度。
提供先3	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先機関
②提供先における用途	番号利用法第19条第10号に基づき定める条例による。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 庁内連携システム )</p>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼があった都度。

<b>提供先4</b>	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )</p>
⑦時期・頻度	住登外課税通知：6月ほか隨時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月

<b>提供先5</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[ ] フラッシュメモリ [ O ] 紙</p> <p style="text-align: right;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	
<b>提供先6~10</b>	
<b>提供先11~15</b>	
<b>提供先16~20</b>	
<b>移転先1</b>	番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先部署
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項に基づき定める条例による。
②移転先における用途	番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先における用途。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	<p style="text-align: right;">[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: right;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	当初課税決定後及び更正決定後に、各業務に応じて隨時。
<b>移転先2~5</b>	
<b>移転先6~10</b>	
<b>移転先11~15</b>	
<b>移転先16~20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 <span style="color:red;">※</span>	<p><b>&lt;長野市における措置&gt;</b>  セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。  サーバへのアクセスはユーザID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><b>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</b>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。  ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><b>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</b>  ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。  ・ISO/IEC27017、・ISO/IEC27018の認証を受けていること。  ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。  ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p><b>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</b>  ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。  ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p><b>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</b>  ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p>																						
②保管期間	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:30%;"><b>期間</b></td> <td colspan="3"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td>[ 10年以上20年未満 ]</td> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <table border="0" style="width:100%; text-align:left;"> <tr> <td style="width:30%; vertical-align:top;"><b>その妥当性</b></td> <td>地方税法第17条の5により、課税から7年間経過までは保管が必要であるため。 前年情報をもとにした資料の確認等が必要となるため。 過去の課税決定に対して資料等を確認する必要があるため。</td> </tr> </table>	<b>期間</b>	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			[ 10年以上20年未満 ]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年		4) 3年	5) 4年	6) 5年		7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上		10) 定められていない			<b>その妥当性</b>	地方税法第17条の5により、課税から7年間経過までは保管が必要であるため。 前年情報をもとにした資料の確認等が必要となるため。 過去の課税決定に対して資料等を確認する必要があるため。
<b>期間</b>	<b>&lt;選択肢&gt;</b>																						
[ 10年以上20年未満 ]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年																				
	4) 3年	5) 4年	6) 5年																				
	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上																				
	10) 定められていない																						
<b>その妥当性</b>	地方税法第17条の5により、課税から7年間経過までは保管が必要であるため。 前年情報をもとにした資料の確認等が必要となるため。 過去の課税決定に対して資料等を確認する必要があるため。																						

	<p><b>&lt;長野市における措置&gt;</b></p> <p>①保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)      ②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><b>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</b></p> <p>①特定個人情報の消去は、長野市からの操作によって実施される。長野市の業務データはアクセスが制御されているため、国及びガバメントクラウド事業者が特定個人情報を消去することはない。      ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。      ③既存個人住民税システムについては、長野市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p><b>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。</li> <li>・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。</li> </ul> <p><b>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手続きごとに定められた保管期間を超過した申請管理システムデータを、バッチ処理によりデータベースから消去する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p><b>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</b></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。      ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
--	---

## 7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

個人住民税情報ファイル

1 続柄
2 前年12月31日年齢
3 本年1月1日年齢
4 個人法人詳細区分
5 個人基本種別
6 個人基本廃止理由
7 翌年廃止理由
8 通称名優先区分
9 在留の資格
10 在留期間開始日
11 在留期間終了日
12 カナ通称名
13 漢字通称名
14 市内市外区分
15 住所自治体コード
16 住所町名
17 住所番地
18 住所枝番
19 住所小枝番
20 住所番地編集区分
21 住所
22 方書
23 宛名異動日
24 宛名異動理由
25 住民日
26 住定日
27 消除日
28 本籍地
29 筆頭者名
30 個人基本寡夫区分
31 個人基本勤学区分
32 無申告調査結果
33 特記情報
34 翌年申告書発送区分
35 生活扶助開始日
36 生活扶助廃止日
37 住民税申告書通知日
38 催告通知書通知日
39 最終催告通知書通知日
40 住登地住所
41 住登地方書
42 総括表区分
43 納入書区分
44 媒体区分
45 納期特例区分
46 納期特例開始年月
47 納期特例終了年月
48 事業所廃止理由
49 廃止年月日
50 普徴事業所区分
51 総括表資料番号
52 月別入数
53 月割額(事業所課税額)
54 従業員状態区分
55 給報種別
56 入力カナ氏名
57 入力生年月日
58 資料収入種別
59 事業所家屋敷区分
60 扶養親族－特定
61 扶養親族－同居老親
62 扶養親族－老人
63 扶養親族－他
64 扶養障害－同居特障
65 扶養障害－特別
66 扶養障害－他
67 乙欄区分
68 死亡退職区分
69 災害者区分
70 外国人区分

71 就職退職区分
72 就職退職年月日
73 年調未済区分
74 摘要欄
75 配偶者氏名
76 配偶者生年月日
77 扶養親族
78 扶養親族生年月日
79 扶養親族控除額
80 専従者氏名
81 専従者生年月日
82 専従者給与額
83 特例適用条文
84 徴収希望
85 事業税開廃業区分
86 事業税開廃業年月日
87 併合結果徵収区分
88 租税条約区分
89 住宅借入金等特別控除区分
90 居住開始年月日
91 課税区分
92 特定扶養
93 内同居老親
94 老人扶養
95 その他扶養
96 同居特別障害
97 特別障害
98 その他障害
99 非課税事由
100 優先資料種別
101 更正事由
102 減免理由
103 減免区分
104 減免割合
105 開始月期
106 済月期
107 事業所家屋敷課税区分
108 月割額(賦課特徴)
109 期割額
110 登録年度
111 異動届課税年度
112 給与支払額
113 社会保険料額
114 退職金額
115 勤続年数
116 届出日
117 期割充当額
118 異動メモ内容
119 通知書番号
120 証明年度
121 証明書番号
122 証明書区分
123 使用目的区分
124 個人送達履歴
125 従業員宛名番号
126 事業所送達履歴
127 扶養関連者資料種別
128 扶養関連者資料番号
129 回数割額
130 年金特徴中止区分
131 年金特徴済月
132 資料種別(課税資料)
133 郵便番号
134 状態区分
135 対象者通知区分
136 対象者通知受入処理日
137 税額通知区分
138 特徴依頼処理日
139 特徴依頼処理結果区分
140 特徴依頼処理結果受入処理日

141 停止依頼区分
142 停止依頼月
143 停止依頼処理日
144 停止依頼処理結果区分
145 停止依頼結果受入処理日
146 特徴処理結果区分
147 異動事由
148 介護納付額
149 国保納付額
150 後期高齢納付額
151 納付額総合計
152 宛名番号
153 宛名履歴番号
154 異動区分
155 異動年月日(賦課異動年月日)
156 異動日(宛名異動日)
157 課税年度
158 カナ氏名
159 個人番号(課税資料)
160 削除フラグ
161 自治体コード
162 指定番号
163 住宅借入金等特定取得区分
164 所得控除額
165 所得控除件数
166 所得控除
167 調定年度
168 資料種別(特徴異動届)
169 資料廃止理由
170 資料番号
171 資料連絡箇出力理由
172 生年月日
173 専従者給与額
174 送付通知書区分
175 通知日
176 登録区
177 特定居住権区分
178 納税者番号
179 扶養関連者異動事由
180 扶養関連者自治体コード
181 扶養関連者種別
182 扶養関連者状態区分
183 扶養関連者宛名番号
184 扶養関連者区分
185 本人専従区分
186 優先資料番号
187 寡夫区分
188 確申青白区分
189 漢字氏名
190 基礎年金番号
191 基礎年金番号付設レベル
192 勤労学生区分
193 均等割区分
194 控配区分
195 受給者番号
196 生活扶助区分
197 専従その他
198 徴収区分
199 年金コード
200 年金保険者番号
201 否認理由
202 夫あり区分
203 本人障害区分
204 未成年者区分
205 老年者区分
206 個人番号(賦課特徴)
207 法人番号

(別紙1) 情報連携主務省令に定める情報照会者

提供先 No.	提供先 (第二条表の第一欄の情報照会者)	①法令上の根 拠(第二条表の 項番)	②提供先における用途 (第二条表の第二欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて第6条で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて第15条で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて第17条で定めるもの
10	都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて第22条で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて第30条で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて第39条で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であつて第41条で定めるもの
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて第44条で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて第50条で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて第51条で定めるもの
17	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	53	公営住宅法に依る公営住宅の管理に関する事務であつて同条で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付の支給又は年金である給付の支給に関する事務であつて第59条で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて第60条で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の至便に関する事務であつて第61条で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	63	学校保健安全法に依る医療に要する費用についての援助に関する事務であつて第65条で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて第67条で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて第68条で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて第71条で定めるもの
25	厚生労働大臣又は共済組合等	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて第75条で定めるもの
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて第77条で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	76	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて第78条で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて第83条で定めるもの
29	地方職員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて第85条で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて第86条で定めるもの

提供先 No.	提供先 (第二条表の第一欄の情報照会者)	①法令上の根 拠(第二条表の 項番)	②提供先における用途 (第二条表の第二欄に掲げる事務)
31	市町村長	86	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	89	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	106	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
41	市長村長	108	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
43	厚生労働大臣	118	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定め
44	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
45	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
46	厚生労働大臣	129	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
47	平成八年法律第八十二条附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二条附則第四十八条第一項に規定する指定基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの
48	市長村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
50	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの
52	独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
53	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
55	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第2号第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法に依る年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの
56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
57	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの

提供先 No.	提供先 (第二条表の第一欄の情報照会者)	①法令上の根 拠(第二条表の 項番)	②提供先における用途 (第二条表の第二欄に掲げる事務)
58	市長村長	155	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
59	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
60	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
61	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
62	都道府県知事	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき外国人でであって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
63	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
64	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」の特定完成証検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
65	都道府県知事	165	「感染症対策等別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの
66	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの
67	文部科学省	167	国が設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費じょほ金(学びなおしへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの
68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの
69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの
70	都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの
71	文部科学大臣	171	国が設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの
72	都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等醜悪支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの
73	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>①既存住基システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②課税資料からの入手（紙、電子データ） → 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。</p> <p>③住基CSの参照による入手 ・住基CSオンライン端末による入手 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括入手 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による入手 → システムにより担保</p> <p>⑤eLTAXIによる入手 ・審査システムによる入手 → 申告等の手続きを行う者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御。 eLTAXIを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告者のみの受付を行うこととなる。 ・国税連携システムによる入手 → 地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他市区町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> <p>⑥その他（窓口応対、電話応対、窓口申請書など） → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>⑦マイナポータル申請管理における措置 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>⑧申請管理システムにおける措置 ・マイナポータル申請管理としか繋がっておらず、マイナポータル申請管理から送信される情報しか入手は行われない。</p>
--------------------------	--

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①既存住基システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②申告情報からの入手(紙、電子データ) → 紳税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による入手 → 住民税業務に必要な範囲で入手するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括入手 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による入手 → システムにより担保</p> <p>⑤eLTAXIによる入手 ・審査システムによる入手 → 利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止。 ・国税連携システムによる入手 → 国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止。</p> <p>⑥その他(窓口応対、電話応対、窓口申請書など) → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> <p>⑦個人住民税申告ポータルにおける措置&gt; ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>⑧マイナポータル申請管理における措置 ・住民がマイナポータル申請管理の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>⑨申請管理システムにおける措置 ・マイナポータル申請管理としか繋がっておらず、マイナポータル申請管理から送信される情報しか入手は行われない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下の中に限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既存住基システムからの連携による入手 → システムにより担保</li> <li>②申告情報からの入手(紙、電子データ) → 紳税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書を提出することになる。</li> <li>③住基CSの参照による入手 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基CSオンライン端末による入手 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。</li> <li>・バッチ処理による一括入手 → システムにより担保</li> </ul> </li> <li>④府内連携による入手 → システムにより担保</li> <li>⑤eLTAXによる入手 <ul style="list-style-type: none"> <li>・eLTAXホームページ上等で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にし、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受け付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。</li> <li>・国税連携データ受信サーバーには、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。</li> </ul> </li> <li>⑥その他(窓口応対、電話応対、窓口申請書など) <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</li> <li>特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。</li> </ul> </li> <li>⑦&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている</li> </ul> </li> <li>⑧申請管理システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請データは、マイナポータル申請管理以外の方法では入手はできない。</li> <li>・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。</li> </ul> </li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[           十分である           ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている           2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号利用法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>③個人住民税申告ポータルにおける措置 ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> <p>④マイナポータル申請管理における措置 ・住民がマイナポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>③個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村住基CSにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各税法等に基づいて市町村に提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</li> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。 個人住民税申告ポータルにおける措置</li> <li>・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>マイナポータル申請管理における措置</li> <li>・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<p><b>【紙媒体に対する措置】</b> 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</li> <li>・窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。</li> </ul> <p>また、郵送の場合は必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう十分に確認の上、市役所に送付する旨を市ホームページや広報にて案内する。なお、送付専用封筒の利用を勧奨するなどにより誤配達防止をする。</p> <p><b>【電子データに対する措置】</b> 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</li> <li>・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつなぎだ専用線で、府内に閉じたネットワークなど)を用いている。</li> </ul> <p>マイナポータル申請管理における措置及び申請管理システムにおける措置 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>		
	〔      十分である      〕	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市で定める個人番号利用事務実施者以外(税務事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。</li> <li>宛名システムにおいては個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。</li> <li>許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。</li> <li>個人住民税システムには、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要な取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[    行っている    ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証並びに生体認証を行う。</li> <li>また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</li> <li>マイナポータル申請管理における措置</li> <li>マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</li> <li>なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。</li> <li>申請管理システムにおける措置</li> <li>申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</li> </ul>

アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		<p><b>【発効管理】</b> 個人住民税の事務実施者にユーザIDを発効する。また発効されたユーザIDごとにアクセス権限を設定する。</p> <p><b>【失効管理】</b> ユーザ権限を的確に失効させるため、人事異動情報を取得し、定期的にユーザIDの失効管理事務を行う。また、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。</p> <p>なお、上記発効管理・失効管理においては、情報システム管理部門の担当者が、定期的に人事異動情報を基にメンテナンスを実施する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル申請管理及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。</li> </ul> <p>① 発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。</li> <li>・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。</li> <li>・アクセス権限の付与を必要最低限とする。</li> </ul> <p>② 失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</li> </ul>	
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動情報を基に権限表を作成し、権限表をもとに適正な発効管理・失効管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル申請管理及び申請管理システムのアクセス権限については、以下の管理を行う。</li> </ul> <p>定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システム内の特定個人情報の更新・参照・発行の記録を操作履歴(アクセスログ)として保管する。</li> <li>・アクセス記録項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など</li> <li>・アクセス記録は、7年間分による保管・管理を行う。</li> </ul> <p>不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータル申請管理及び申請管理システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。</li> <li>・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。</li> </ul>	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>業務上必要のない検索又は抽出が行われた(行われている)兆候を把握した場合は、担当者(該当者)へのヒアリングを実施する。</li> <li>システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止について徹底を図る。</li> <li>職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul> <p>＜マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータル申請管理及び申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。</li> <li>外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。</li> <li>外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【職員端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムからの抽出データには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。</li> <li>職員端末においては、極力個人番号をエクセルファイルなどに保存しないようにしている。(「その他の電子ファイル」の作成を極力行わない)</li> </ul> <p>【サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。</li> <li>システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。</li> </ul> <p>不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。</p> <p>＜マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータル申請管理及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。</li> <li>アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。</li> <li>外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。</li> <li>外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンセーバ等を利用して、画面の表示に制限をかける。</li> <li>端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後は速やかに裁断処理を行い破棄する。</li> </ul>
---

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認		委託調達仕様書において、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」を取得している者とするほか、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱い状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している      2) 制限していない
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。</li> </ul>
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p><b>【ルールの内容】</b>          他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り承認する。</p> <p><b>【ルール遵守の確認方法】</b>          委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査を実施する。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p><b>【ルールの内容】</b>          委託先へ特定個人情報を提供する際には、府内ネットワークから持ち出す場合は、暗号化した上で提供している。また委託先へのデータ搬送が必要な場合は、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付ける。</p> <p><b>【ルール遵守の確認方法】</b>          委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、それを確認する。また日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。</p>
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		<p><b>【ルールの内容】</b>          契約書において、業務委託が終了した場合、委託元の指示に従い、委託元の責任と負担において個人情報を委託元に返還、破棄若しくは消去しなければならない旨を規定する。</p> <p><b>【ルール遵守の確認方法】</b>          委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。</p>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報(特定個人情報を含む)取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えいの禁止 ・再委託における条件 ・委託目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務(廃棄証明書の提出含む) ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の取扱いについては、承諾した場合を除き、第三者への委託を禁止し、再委託を受けた者に対しても個人情報取扱特記事項を遵守させる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかつた場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号利用法及び条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、具体的に誰に対して何の目的で提供・移転できるのかを整理したマニュアル等を作成し、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・記録媒体を用いて情報を連携する場合には、記録媒体へのデータ出力(書き込み)は権限を有する職員のみが行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・府内連携については、専用のネットワークにより不正な提供・移転を防止する。 ・記録媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・品質やセキュリティが担保された府内連携システムのみでの提供・移転に限定している ・提供・移転に関する府内連携システムでの十分な検証を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
府内連携先の各システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いに対するリスク対策は、個人住民税情報ファイルと同様に組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずる。 ・組織的安全管理措置については、組織体制の整備、取扱規定等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し等の措置を講ずる。 ・人的安全管理措置については、事務取扱担当者の監督、事務取扱担当者の教育等を実施する。 ・物理的安全管理措置については、特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄等の措置を講ずる。 ・技術的安全管理措置については、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止等の措置を講ずる。		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法第19条第15号及び命令第2条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

#### リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

#### リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。		
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。  (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群 ②安全管理体制 ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職員への周知 ⑤物理的対策	[      政府機関ではない      ] [      十分に整備している      ] [      十分に整備している      ] [      十分に周知している      ] [      十分に行っている      ]	<選択肢>			
		1) 特に力を入れて遵守している	2) 十分に遵守している	3) 十分に遵守していない	4) 政府機関ではない
		1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない	
		1) 特に力を入れて整備している	2) 十分に整備している	3) 十分に整備していない	
		1) 特に力を入れて周知している	2) 十分に周知している	3) 十分に周知していない	
		1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない	
<p>&lt;長野市における措置&gt;            セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋にサーバを設置する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保管・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。            ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。</li> <li>・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。</li> </ul>					

⑥技術的対策	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>&lt;長野市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正プログラム対策</li> </ul> <p>コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正アクセス対策</li> </ul> <p>不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(案)」(令和4年8月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理自補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</li> <li>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> <li>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol> <p>&lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</li> <li>・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</li> <li>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</li> <li>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ol>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・保存期間を経過した特定個人情報については、適時に個人住民税システムの処理にて消去する。          &lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢>			
手順の内容	<p>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。</p> <p>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</p> <p>・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。</p> <p>・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。</p>				
他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>			
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置					

## IV その他のリスク対策 \*

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>&lt;長野市における措置&gt; 担当部署内においてチェックリストによる自己点検を年1回実施し、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。い</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>&lt;長野市における措置&gt; 個人情報保護、情報セキュリティ担当部署が以下の観点により内部監査を年1回実施し、その監査の結果を踏まえて体制や規定を改善していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;      ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。      ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>&lt;長野市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、eラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。</li> <li>・違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>

### 3. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、国がその契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
-------------------------

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	財政部 市民税課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける	
特記事項		
③手数料等	<p>[ 無料 ] &lt;選択肢&gt;            (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、写しの作成及び送付に要する費用について実費負担。)</p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;            1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル	
公表場所	総務部 文書情報管理課	
⑤法令による特別の手続		
⑥個人情報ファイル簿への不記載等		
<b>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>		
①連絡先	財政部 市民税課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5017	
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。	

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和7年6月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	インターネット
②実施日・期間	令和7年6月6日から令和7年7月5日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—

### 3. 第三者点検

①実施日	令和7年7月予定
②方法	長野市個人情報保護審査会において、特定個人情報保護評価書を点検
③結果	—

### 4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日	—
②個人情報保護委員会による審査	—

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(5)資料の取り込み ①上記(1)～(2)の紙資料については、データバンク事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)、(4)の紙資料については、システムにオンライン入力する。	(5)資料の取り込み ①上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、データバンク事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行う。 ③上記(3)の紙資料については、システムにオンライン入力する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 田口 裕一	課長 丸野 純一	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年1月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。 紙資料についてはデータバンク事業者へ電子ファイル化(ハンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを個人住民税システムに取り込む。また住民税申告書については記載内容をオンラインで入力する。 ⑧調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、資料連絡せん(317条通知)内容を扶養は正データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。	(備考) ①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む。 紙資料についてはデータバンク事業者へ電子ファイル化(ハンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを個人住民税システムに取り込む。 ⑧調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、扶養は正データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成29年1月4日	(別添1)事務内容	①申告情報(住民税申告書)については、システムにオンライン入力する。 ④税額通知書・変更通知書(特別徴収) ④税額通知書・変更通知書(普通徴収/年金徴収)	①データバンク事業者へ外部委託し、データファイル化する。 ④住民あて税額通知書・変更通知書には特定個人情報を記載していない	事後	税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日 予定	平成28年1月1日	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署 (戸籍・住民登録課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、障害福祉課)	[○]評価実施機関内の他部署 (市民窓口課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、障害福祉課)	事後	重大な変更には当たらない。組織の名称変更。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【年金保険者からeLTAXを介して入手】 ・年金特別徴収対象者情報…5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知…9月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知…年12回 ・特別徴収結果通知…年6回(偶数月)	【年金保険者からeLTAXを介して入手】 ・年金特別徴収対象者情報…5月 ・特別徴収税額通知の処理結果通知…9月 ・特別徴収処理停止通知の処理結果通知…年12回 ・特別徴収結果通知…年6回(奇数月)	事後	重大な変更には当たらない。
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先是市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号)  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加される旨が記載されており、個人番号が追加される見込みである。時期についても同上の条文により明記されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金等支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先是市町村であり、地方税法施行規則で定められている様式に個人番号の記載が明記されている。また、申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号)  【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」として、個人番号が明記されている。	事後	重大な変更には当たらない。法改正に基づくもの
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施される。この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施され、この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。	事後	重大な変更には当たらない。法改正に基づくもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 (6)委託先名	委託先にはついては、未定。	株式会社 電算	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 (8)使用方法	3. 課税決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。	3. 課税決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。	事後	重大な変更には当たらない。 法改正に基づくもの
平成29年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 (6)委託先名	委託先にはついては、未定。	株式会社 電算	事後	重大な変更には当たらない。
平成29年1月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	【電子データに対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。  ・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った業務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。電子媒体による作業状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。	【電子データに対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。  ・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った業務が完了したら、定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成29年11月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要なない取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要なない取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成29年1月4日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要なない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止について徹底を図る。 ・職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・業務上必要なない検索又は抽出が行われている兆候を把握した場合は、担当者(該当者)へのヒアリングを実施する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止について徹底を図る。 ・職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成27年12月28日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えいの禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務	個人情報(特定個人情報を含む)取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えいの禁止 ・再委託における条件 ・委託目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施	事後	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかつたもの
平成30年10月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	新規追加	①証明書発行システム ②1. 連携機能 :個人住民税システムと証明書情報を連携する。 2. コンビニ交付機能 :コンビニ交付センターからの要求に応答して証明書交付を行う。 ③税務システム	事後	重大な変更には当たらない。 課税内容証明書について、新たにコンビニ交付を開始したことによるもの
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 (2)所属長	課長 丸野 純一	課長 竹内 理恵	事後	重大な変更には当たらない。
平成31年2月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 (2)所属長の役職名	課長 竹内 理恵	課長	事前	
平成30年10月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(別添1)事務の内容のイメージ図	(別添1)事務の内容のイメージ図	事後	重大な変更には当たらない。 課税内容証明書のコンビニ交付開始に伴い、図を整理したもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[〇]評価実施機関内の他部署（戸籍・住民登録課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、障害福祉課）	[〇]評価実施機関内の他部署（市民窓口課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者福祉課、生活支援課、生活支援課、障害福祉課）	事後	重大な変更には当たらない。組織の名称変更。
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	記載事項を追加	【他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手】 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知情報は提出があれれば一年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	事後	重大な変更には当たらない。eLTAXの機能改善に伴うもの
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	2. 課税資料受付事務 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知（住登外課税通知書）に個人番号を記載する。  3. 課税決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。  3. 課税決定事務 ・各課税資料の情報を税務システムに登録する。 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。 ・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。	2. 課税資料受付事務 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を国税連携システム(eLTAX)を通じて他自治体より受け取る。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷する。 ・受け取った電子データを税務システムに登録する。 ・確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知（住登外課税通知書）に個人番号を記載する。  3. 課税決定事務 ・各課税資料の情報を税務システムに登録する。 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。 ・税額通知書に記載する。 ・税務システムに登録された情報を基に、個人住民税の賦課及び徴収を行う。	事後	重大な変更には当たらない。記載事項を補足、整理したもの
平成30年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。 ⑨給与支払報告書・年金支払報告書・住民税申告書内容のデータ作成作業の一部	事後	重大な変更には当たらない。一括再委託は認めていないため。
平成30年4月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託しない	⑦再委託する ⑧書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。 ⑨当初課税決定後の税額通知書の封入・封かん。	事後	重大な変更には当たらない。一括再委託は認めていないため。
平成27年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 3件	委託する 4件	事後	重大な変更には当たらない。記載漏れによるもの。
平成27年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新規追加 (記載漏れによるもの)	①審査サーバ及び国税連携データ受信サーバの維持管理 ②・対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・対象となる本人の範囲 審査システムの利用者情報、および、申告書等データ ・年金特徴システムの公的年金等支払報告書データ ・国税連携システムの申告書等データ ・その妥当性 審査サーバ及び国税連携データ受信サーバについて、委託利用型により利用しているため。 ③10人以上50人未満 ④専用線 ⑤長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。 ⑥株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ⑦再委託する ⑧書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。 ⑨審査システム業務の利用における現地対応作業	事後	重大な変更には当たらない。一括再委託は認めていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	新規追加	提供先4 一般社団法人地方税電子化協議会 ①番号法施行規則第3条第1項第5号 ②納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため ③個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除) ④10万人以上100万人未満 ⑤長野市に対して電子申告を行った者のうち、長野市にて本人確認を行った者 ⑥LGWAN ⑦随時	事後	重大な変更には当たらない。 eLTAXの機能改善に伴うもの
平成31年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	新規追加 (一部記載漏れによるもの)	提出先4 一般社団法人地方税電子化協議会 ①番号法施行規則第3条第1項第5号 ②給与支払者から提出された給与支払報告書等データの本人確認 ③個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除) ④10万人以上100万人未満 ⑤個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除) ⑥LGWAN 提供先5 他自治体の長(都道府県及び市区町村) ①地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項 ②住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため ③住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等 ④10万人以上100万人未満 ⑤住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者 ⑥紙、LGWAN ⑦住登外課税通知：6月ほか 随時寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月	事後	重大な変更には当たらない。 eLTAXの機能改善に伴うもの
令和2年11月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、44、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	重大な変更には当たらない。 項目の記載漏れ及び項目ずれによるもの。
令和2年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重大な変更には当たらない。 提供先の団体の変更によるもの。
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	新規追加	許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	新規追加	許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	新規追加	許可された特定の端末だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	新規追加	不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	新規追加	委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>	新規追加	作業のため、データセンター内で電子記録媒体等の機器類の持込み・持出しきをする場合は、事前に管理責任者に申請をし、承認を得ることとする。	事前	再評価における見直しによるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年7月10日	令和2年11月1日	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	本府(情報政策課・市民税課・行政資料コーナー)及び各支所に配置し、広報紙、ホームページ等を通じて意見募集(パブリックコメント)を行う。	削除	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年10月1日から平成27年11月2日までの33日間	削除	事前	再評価によるもの
令和2年11月1日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	特になし	削除	事前	再評価によるもの
令和2年12月16日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年11月6日	令和2年12月16日	事前	再評価によるもの
令和2年12月16日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	長野市個人情報保護審査会において、個人住民税に関する事務の全項目評価書(案)について特定個人情報保護評価指針に基づき、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行い、懸念する事項は認められない。 ただし、以下の事項について、適正に実施することを希望する。 ・個人情報の取り扱いについての慎重かつ指針を遵守した運用 ・運用状況についての定期的な事後評価及び改善	長野市個人情報保護審査会において、個人住民税に関する事務の全項目評価書(案)について特定個人情報保護評価指針に基づき、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行い、懸念する事項は認められない。	事前	再評価によるもの
令和3年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	4. 情報提供機能 :各業務で管理している番号法第19条第7号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	4. 情報提供機能 :各業務で管理している番号利用法第19条第8号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	法律の略称変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてe-TAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号)	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出されるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号の記載が明記されている。なお、確定申告書については国税連携がなされており、市町村においてe-TAXより入手が可能である。(番号利用法第19条第9号)	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【府内連携により入手】 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるところから、本市住民の個人番号について、既存住基システムより入手可能である。  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明示されている。	【府内連携により入手】 番号利用法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるところから、本市住民の個人番号について、既存住基システムより入手可能である。  【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号利用法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。  【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号利用法第19条第8号において明示されている。	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	提供先1: 番号法第19条第7号別表第二の規定による情報照会者(別紙1参照)  ①法令上の根拠: 番号法第19条第7号別表第二(別紙1参照)  ②提供先における用途: 番号法第19条第7号別表第二に定める事務(別紙1参照)  ③提供する情報: 番号法第19条第7号別表第二の主務省令に定める地方税関係情報	提供先1: 番号利用法第19条第8号別表第二の規定による情報照会者(別紙1参照)  ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第8号別表第二(別紙1参照)  ②提供先における用途: 番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)  ③提供する情報: 番号利用法第19条第8号別表第二の主務省令に定める地方税関係情報	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号利用法第19条第9号	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3: 番号法第19条第9号に基づき条例で定める提供先機関  ①法令上の根拠: 番号法第19条第9号に基づき定める条例による。  ②提供先における用途: 番号法第19条第9号に基づき条例で定める提供先における用途。	提供先3: 番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先機関  ①法令上の根拠: 番号利用法第19条第10号に基づき定める条例による。  ②提供先における用途: 番号利用法第19条第10号に基づき条例で定める提供先における用途。	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号	番号利用法施行規則第3条第1項第5号	事後	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	移転先1: 番号法第9条第2項に基づき条例で定める移転先部署  ①法令上の根拠: 番号法第9条第2項に基づき定める条例による。  ②移転先における用途: 番号法第9条第2項に基づき条例で定める移転先における用途。	移転先1: 番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先部署  ①法令上の根拠: 番号利用法第9条第2項に基づき定める条例による。  ②移転先における用途: 番号利用法第9条第2項に基づき条例で定める移転先における用途。	事後	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1)番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	法律の略称変更及び号ずれによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号利用法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	事後	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第1項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条第3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号利用法第16条、番号利用法政令第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号利用法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	事後	法律の略称変更によるもの
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(※2)番号利用法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	法律の略称変更及び号づれによるもの
			別添4 直近の変更箇所参照		

(別添4) 直近の変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	I 基本情報 1-②事務の内容	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)及び長野市市税条例等に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>1. 課税準備事務</p> <p>(1)個人世帯状況の整理</p> <p>で確認した日々の点在住民登録者・前年転出者・前年死亡者などの現住所と現況の反映を行う。</p> <p>2. 課税資料転台事務</p> <p>(1)給与支払報告書の受取(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。</p> <p>(2)公的年金等支払報告書の受取(紙、eLTAX)</p> <p>年金保険者が提出した公的年金等支払報告書を受け付ける。</p> <p>(3)確定申告書の受取(紙、国税連絡データ)</p> <p>(4)住民登録証の受取(紙、国税連絡データ)</p> <p>個人から提出された住民登録申告書を受け付ける。</p> <p>(5)資料の取り込み</p> <p>①上記(1)、(2)、(4)の紙資料については、データバンク事業者へ外部託し、データファイル化する。</p> <p>②上記(1)～(3)の電子データについては、システム内に取り込みを行なう。</p> <p>③上記(3)の報酬料については、システム内にオンライン入力する。</p> <p>(6)資料のイメージ化</p> <p>取り込みを行なった資料データを課税原票管理システムに連携させることにより、資料をシステム内管理しオンラインで参照できるようになる。</p> <p>(7)個人の特定</p> <p>取り込みを行なった各種資料を特定個人情報により個人特定する。</p> <p>①課税資料の提出の督促回数</p> <p>②回送された資料はシステムに取り込みを行い、住登外課税をする場合には住登外課税通知書を住登地に送付する。</p> <p>3. 課税決定事務</p> <p>(1)課税資料の併合</p> <p>提出された課税資料を個人単位に取りまとめて、複数資料間の所得・扣除額の割合の算出を行なう。</p> <p>(2)税額通知書の発送</p> <p>課税内容から税額通知書封筒データを作成し、印刷・封入・封かん事業者にて括印刷及び封筒への封入・封かんを委託する。</p> <p>(3)年金保険者への特別徴収依頼</p> <p>公的年金からの特別徴収対象者については、税額等を年金保険者宛て送信し特別徴収を依頼する。</p> <p>4. 調査・更正事務</p> <p>税額通知後に就職や退職にかかる異動届の提出や修正申告書等の提出等があった場合にはオンライン入りにより処理を行う。</p> <p>(2)変更通知書の発送</p> <p>課税内容に変更があった場合には変更通知書作成データを作成し、印刷・封入封かん事業者にて括印刷及び封筒への封入・封かんを委託する。</p> <p>(3)年金保険者への特別徴収停止依頼</p> <p>公的年金にて、公的年金からの特別徴収停止を年金保険者に依頼する。</p> <p>5. 調査調査</p> <p>扶養申込内容について申告内容に誤りがないか調査する。扶養親族が本市以外に居住している場合は、居住地の自治体に所得等の照会を行う。</p> <p>6. 其他の事務</p> <p>本部での調査等により課税内容に変更が生じる場合、把握した課税内容を税務署へ通知する。</p> <p>6. その他事務</p> <p>(1)課税内容証明書(所得証明書)の発行</p> <p>課税情報を基に、申請に応じて課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>	<p>1. 事務の概要</p> <p>地方税法及び長野市市税条例等に基づき、住民、国税庁などから提出された申告情報や事業所、年金保険者から提出された支払報告書をもとに住民税計算し賦課決定を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務</p> <p>(1)住民・国税庁・事業所・年金保険者・他自治体からeLTAXシステムや国税連携システムを利用して、申告情報を取得する。</p> <p>(2)各種課税資料のデータleckを行い、宛名情報をマッチングし、個人ごとに名寄せし、合算を行なう。</p> <p>(3)住民登録の賦課決定を行い、納税義務者あてに納税通知書・税額決定通知書を発送する。</p> <p>(4)納税義務者から、修正申告等がされた場合には課税情報を変更し、税額変更通知書を発送する。</p> <p>(5)必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について照査を行なう。</p> <p>(6)課税情報に基づき、申請に応じて課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2-システム1 ①システムの名称	個人住民システム	個人住民システム(税標準拠システムと同様)	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム1 ②システムの機能	<p>1. 課税準備事務向け機能 課税準備システムは、その年の1月1日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。</p> <p>2. 課税資料受付事務向け機能</p> <p>(1)資料登録機能 提出された課税情報登録し、特定個人情報により課税対象者情報を抽出し、合併計算内連携ファイルを行う。</p> <p>(2)課税資料登録システムへの連携 帳票イメージを登録するための電子ファイルを作成する。</p> <p>(3)住登外課税通知書作成機能 住登外課税対象者・対象者一覧を作成する。</p> <p>(4)課税資料登録機能</p> <p>(1)資料合算機能 登録した各種課税資料を特定個人情報により個人単位に併合し、課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。</p> <p>(2)当初課税データ作成機能 当初課税計算を行い、課税データを作成する。</p> <p>(3)当初課税通知書作成機能 当初課税通知書に関する帳票を作成する。</p> <p>(4)他システム内連携ファイル作成機能(当初用) 当初の市町村内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。</p> <p>5. 調査業務向け機能</p> <p>(1)扶養義務情報 扶養義務情報が未特定の対象者について、扶養家族確認書を作成する。</p> <p>他市町村に居住している被扶養者を対象に他市町村所得所得金を形成する。</p> <p>(2)税務署通知作成機能 税務署通知作成等といたした者を対象に扶養是正情報データを作成する。</p> <p>6. その他の機能</p> <p>(1)課税内容証明書(所得証明書)の発行 課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>	<p>1. 課税準備事務向け機能 (1)新年度個人基本作成機能 既存住基システムからその年の1月1日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。</p> <p>(2)申告支援システム向けデータ作成機能 宛名情報、事業所情報及び課税情報を抽出し、申告支援システム向けに連携ファイルを作成する。</p> <p>(3)課税資料受付事務向け機能</p> <p>(1)当初課税データ作成機能 申告支援システムから連携された資料合算結果を基に住民税計算を行い、課税データを作成する。</p> <p>(2)当初課税通知書作成機能 当初課税通知書に関する帳票を作成する。</p> <p>(3)他システム内連携機能(当初用) 当初分の市町村内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。</p> <p>(4)他システム内連携機能(当初用) 公的年金からの特別徴収者を対象に年金保険者への依頼用送信ファイルを作成する。</p> <p>3. 調査修正事務向け機能 所持・税額に変更があった対象者分の変更通知書を作成する。</p> <p>(1)変更通知書作成機能 所持・税額に変更があった対象者分の変更通知書を作成する。</p> <p>(2)他システム内連携ファイル作成機能(変更分) 各市町村内連携システム及び中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。</p> <p>4. 調査業務向け機能</p> <p>(1)扶養義務機能 扶養義務情報が未特定の対象者について、扶養確認書を作成する。</p> <p>他市町村に居住している被扶養者を対象に他市町村所得所得金を形成する。</p> <p>(2)税務署向け扶養是正情報データ作成機能 扶養義務の情報に基づき扶養是正情報データを作成し、申告支援システムへ連携する。</p> <p>(3)住登外課税通知書作成機能 住登外課税対象者に、住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)及び対象者一覧を生成する。</p> <p>5. その他の機能</p> <p>(1)課税内容証明書(所得証明書)の発行 課税内容証明書(所得証明書)を発行する。</p>	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム1 ③他システムとの接続	[ ○ ] その他 (税宛名システム、課税原素管理システム、国税内連携支援システム)	[ ○ ] その他 (税宛名システム、申告支援システム)	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム2 ③他システムとの接続	[ ] その他	[ ○ ] その他 (申告支援システム)	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム3 ①システムの名称	課税原素管理システム	申告支援システム	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム3 ②システムの機能	<p>1. 個人住民システムから課税資料の電子データを受取り、課税資料イメージ作成機能。</p> <p>2. 課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する機能。</p> <p>3. アドレッシング機能:イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能。</p>	<p>1. 課税資料イメージ作成機能 課税資料の電子データを基に、イメージ化する。</p> <p>(2)課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する。</p> <p>(3)アドレッシング機能:イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する。</p> <p>2. 課税資料受付事務向け機能</p> <p>(1)資料合算機能 登録した各種課税資料を特定個人情報により個人単位に併合し、課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。作成したファイルを個人住民システムへ連携する。</p> <p>4. 調査業務向け機能</p> <p>(1)税務署通知作成機能 調査及び控除否認等をした者を対象に扶養是正情報データを作成する。</p> <p>(2)住登外課税通知書取扱機能 他市町村から交付された住登外課税通知書(地方税法第294条第3項通知)を取り込み、対象者情報を個人住民システムへ連携する。</p>	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
	I 基本情報 2.システム4 ②システムの機能	1. eLTAX国税連携システムから取得した確定申告書データ及び電子給付・年次データを読み取り、個人住民税システム取り込み用(データ交換)を行なう。	1. 国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会が運営管理する地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、確定申告書、法規調書等を受領する。	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
	I 基本情報 2.システム10 ①システムの名称	記載事項の追加	個人住民税申告ポータル	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム10 ②システムの機能	記載事項の追加	1. 個人住民税について、オンラインで申告ができる機能	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム10 ③他システムとの接続	記載事項の追加	[ ○ ] その他 (マイナポータル申請管理)	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2.システム11 ①システムの名称	記載事項の追加	マイナポータル申請管理	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる

実变日	项目	変更前の記載	変更後の記載	提出时期	提出时期に係る説明
令和7年6月1日	I 基本情報 2-システム1① ②システムの機能	記載事項の追加	1.【住民向け機能】自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2.【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2-システム1① ③システムとの接続	記載事項の追加	【〇】その他（申請管理システム）	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2-システム1② ①システムの名称	記載事項の追加	申請管理システム	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2-システム1② ②システムの機能	記載事項の追加	1.業務別データベースへの申請データの格納 ・マイナーポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 2.申請用照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 3.個人住民税システムとの申請データ連携 個人住民税システムに申請データを連携する機能	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 2-システム1② ③システムとの接続	記載事項の追加	【〇】その他（個人住民税システム、マイナーポータル申請管理、その他の接続するシステム）	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 5-法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 别表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表第一の16の項 番号利用法第9条第1項(別表第一の16の項)及び別表において、上記「市町村長」が含まれている項のうち、下欄に「地方税に関する事務が含まれている項	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	I 基本情報 6-②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85、86、87） ＜別表第二における情報照会の根拠＞（第1欄（情報照会会員）が市町村長の項のうち、「番号（事務）」が地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務となっているもの）-27の項 項第77より、以下の情報照会が可能と定められている。 「[主務省令又は後期高齢者医療保険組合]より医療保険給付申請書についてお問い合わせるもの」 「[都道府県知事]より[都道府県]の事務についてお問い合わせるもの」 「[都道府県長]が市町村長の項のうち、第2欄（事務）が地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務となっているもの」 「[都道府県長]より生活保護関係情報について主務省令で定めるもの」 「[市町村長]より地方税関係情報について主民課関係情報であって主務省令で定めるもの」 「[市町村長]が市町村長の項のうち、第2欄（事務）が地方税又は森林環境税の賦課徴収組合等により年金給付掛帳制度等について主務省令で定めるもの」 「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ※主務省令…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び命令第2条の表において第1欄（情報照会会員）が市町村長の項のうち、第2欄（事務）が地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務となっている項 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第9条第1項(別表第一の16の項)及び命令第2条の表において第3欄（情報提供者）が市町村長の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	番号法第19条第8号及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「命令」という。）第2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び命令第2条の表において第1欄（情報照会会員）が市町村長の項のうち、「番号（事務）」が地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務となっているもの 【情報提供の根拠】 ・番号法第9条第1項(別表第一の16の項)及び命令第2条の表において第3欄（情報提供者）が市町村長の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれている項	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	II 基本情報 (別添1)事務の内容	(別添1)事務の内容のイメージ図	(別添1)事務の内容のイメージ図	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 3-①入手元	【〇】評価実施期間内の他部署（市民窓口課、国民健康保険課、介護保険課、高齢者活躍支援課、生活支援課、障害福祉課）	【〇】評価実施期間内の他部署（市民窓口課、国民・高齢者医療課、介護保険課、生活支援課、障害福祉課）	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 3-②入手方法	【〇】その他 eLTAX	【〇】その他 eLTAX マイナーポータル申請管理	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 3-③入手の時期・頻度	【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書の受付など毎年1月～4月頃にかけて複数回入手) 【戸内連絡により入手】 ・住民登録番号については、既存住基システムで異動した際に連携します。 ・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の年間納付額の申告書が開始前に入手する。 ・生活保護者及び被扶養者がいる対象者の情報は新年度課税準備期（1月～4月頃）に入手する。 ・差額年金番号の読み込みデータを介護システムより毎月入手する。（※年金支給額が変更された場合、死亡・転出に際するデータを毎月入手する。） （※）個人番号を含まないが、税金システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特徴づけることができるため、特定個人情報となる。 【年金特例取扱い】 ・年金特例取扱いの対象者は情報が年金特例取扱い登録書にて登録されている。 ・特例取扱い登録書にて登録の結果通知書・年12回 ・特例取扱い登録結果通知・年6回【eLTAXによる】 【国税庁から】の国税連携システム（eLTAXによる）入手】 ・国税庁から提出された税金特例取扱い登録申請書、法定税金控除申請書の提出書類を提出する際に提出する。 ・所持の確定申告書については6月16日～9月15日の期間に国税当局に提出され、日々提出が行われる。なお、上記の提出期間にかかるはず提出がされば一年を通じて受領している。 ・法定調査通知は、2月及び6月に受領する。 ・他自治体から【国税連携システム（eLTAXによる）】 ・他自治体から【国税連携システム（eLTAXによる）】 ・住民登録課課税通知書は提出があれば一年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除係に係る申告特例通知情報は1月に受領する。	変更前の記載に追加 【マイナーポータル申請管理により入手】 ・個人住民税申告（電子）において、地方団体がマイナーポータル申請管理から住民税申告データを入手する。	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	II ファイルの概要 3-④入手による妥当性	記載事項の追加	【マイナーボタル申請管理により入手】 ・個人住民税申告(電子)において、地方団体はマイナーボタル申請管理から住民税申告データを入手する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 3-⑤使用方法	3.課税決定事務 ・各課税資料の情報を税務システムに登録する。	3.課税決定事務 ・各課税資料の情報を申告支援システムに登録する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-①委託事項1 ①委託内容	紙、イメージデータをもとに税務システムで利用できる電子データファイルを作成(データバンク)する。	紙、イメージデータをもとに申告支援システムで利用できる電子データファイルを作成(データバンク)する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-②委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 電算	業者が決まり次第公表	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-③委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 電算	業者が決まり次第公表	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-④委託事項3 ①委託内容	システムの運用管理、バッヂ処理の実行、オンライン稼働監視、アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また、職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	システムの運用管理、バッヂ処理の実行、オンライン稼働監視、障害対応、税制改正対応を行う。また、職員からの問い合わせ対応や調査などをを行う。	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑤委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社 長野支社	富士通Japan株式会社 長野公共ビジネス部	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑥委託事項4 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社エヌ・ティ・ティ・データアイ	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑦委託事項5	記載事項の追加	申請管理システム運用保守業務委託	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑧委託事項5 ①委託内容	記載事項の追加	ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、トラブル対応等	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑨委託事項5 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載事項の追加	特定個人情報ファイルの全体	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑩委託事項5 ②対象となる人数	記載事項の追加	10万人以上100万人未満	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑪委託事項5 ②対象となる本人の範囲	記載事項の追加	個人住民税申告を電子で行う者	事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑫委託事項5 ②その妥当性	記載事項の追加	申請管理システムの安定的な稼動のため専門的な知識及び技術を有し、かつ、開発元でもあるため。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑬委託事項5 ③委託先における取扱者数	記載事項の追加	10人以上50人未満	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑭委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載事項の追加	サーバでの直接操作、税務システム端末の直接操作。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑮委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	記載事項の追加	長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)に基づく請求行為により確認することができる。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑯委託事項5 ⑥委託先名	記載事項の追加	富士通Japan株式会社 長野公共ビジネス部	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑰委託事項5 ⑦再委託の有無	記載事項の追加	再委託する	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑱委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	記載事項の追加	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 4-⑲委託事項5 ⑨再委託事項	記載事項の追加	申請管理システム全般の運用支援及び保守業務	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 5-①提供先1	番号利用法第19条第8号別表第二の規定による情報照会者(別紙1参照)	番号利用法第19条第8号 情報連携主務省令第2条表に定める情報照会者(別紙1参照)	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 5-②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号別表第二(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び情報連携主務省令	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 5-③提供先における用途	番号利用法第19条第8号別表第二に定める事務(別紙1参照)	情報連携主務省令第2条表に定める事務	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	II ファイルの概要 5-④提供先 ③提供する情報	番号利用法第19条第8号別表第二の主務省令に定める地方税関係情報	情報連携主務省令における地方税に関する特定個人情報	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	II ファイルの概要 6-①保管場所	<p>&lt;長野市における措置&gt; セキュリティポートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはユーザID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しておらず、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等のクラウド事業者が保管・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者の責任で実施する。なお、クラウド事業者はセキュリティ対策を実施しているが、データベース事業者はセキュリティ対策を実施しているほか、次を実施している。 ISO/IEC20717、ISO/IEC27018の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が保管・管理する環境に設置されたクラウドサービス事業者が保管・管理する環境では別の中間サーバーのデータベース内に保管される。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <p>・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティートにて入館管理をしていて建物のうち、さくに厳格な入退館管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキーボードにて保管している。</p> <p>&lt;中間サーバー・システムにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されたため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行つ事業者において、保管された情報を読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は長野市からの操作によって実施されたため、長野市の業務データはアカウントが制御されているため、国及びガバメント事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がIDやSSDなどの記録装置等で障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元ができないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。</p> <p>③既往の入退館データについて、長野市が該当する建物のデータを消去するが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <p>-LGWAN接続端末にて一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打印し後、速やかに完全消去する。</p> <p>&lt;外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用的速度やかに完全消去する。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>・事務手続きごとに定めた保管期間を超過した申請データを消去する。バック地図によりデータを消去する。</p> <p>・データをクラウドサービス事業者が保管・運用を行つ事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されたため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保管された情報を読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保管・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやデータを交換する際にクラウドサービス事業者において、物理的破壊等のためのセキュリティ対策が実施してデータの障害・消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者的監査期間が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体が該当する建物のデータを消去する。データをクラウドサービス事業者において、保管された情報を読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクや、ハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	変更前の記載へ追加 事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる	
令和7年6月1日	II ファイルの概要 6-③消去方法	<p>&lt;長野市における措置&gt;</p> <p>①保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されたため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行つ事業者において、保管された情報を読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・システムにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は長野市からの操作によって実施されたため、長野市の業務データはアカウントが制御されているため、国及びガバメント事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がIDやSSDなどの記録装置等で障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元ができないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。</p> <p>③既往の入退館データについて、長野市が該当する建物のデータを消去するが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>&lt;マイナポータル申請管理における措置&gt;</p> <p>-LGWAN接続端末にて一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打印し後、速やかに完全消去する。</p> <p>&lt;外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用的速度やかに完全消去する。</p> <p>&lt;申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>・事務手続きごとに定めた保管期間を超過した申請データを消去する。バック地図によりデータを消去する。</p> <p>・データをクラウドサービス事業者が保管・運用を行つ事業者において、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されたため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保管された情報を読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>②クラウドサービス事業者が保管・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやデータを交換する際にクラウドサービス事業者において、物理的破壊等のためのセキュリティ対策が実施してデータの障害・消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者的監査期間が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体が該当する建物のデータを消去する。データをクラウドサービス事業者において、保管された情報を読み出しきれないよう、データセンターに設置しているディスクや、ハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>	変更前の記載へ追加 事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる	
令和7年6月1日	III リスク対策 2-1リスク1 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>①既存セキュリティシステムからの連携による入手 →システムにより担保</p> <p>②課税資料からの入手(紙、電子データ)</p> <p>③各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者は本人(本人の代理人として税金支拂方)が提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができないよう、納税義務者の情報しか入手する。</p> <p>④住基CSの参照による入手 →住基CSオンラインによる入手 →対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 →ハンドル化による一括入手 →システムにより担保</p> <p>⑤府内連携システムによる入手 →システムにより担保</p> <p>⑥e-TAXによる入手 →申告者の手続きを行ふ者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御。</p> <p>⑦AIを用いた場合には、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子印鑑登録を必要があることから、当該申告者のみの操作を行ふこととなる。</p> <p>⑧地方税法による入手法を通じて国税庁としか繋がっていており、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。 ※ 他市町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。</p> <p>⑨その他(窓口応対、電話応対、窓口申請書など) →対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p>	変更前の記載へ追加 事前	法改正、税システム移行、業務運用の見直し、変更などによる	

実更前	項目	実更前の記載	実更後の記載	提出時期	提出時期における説明
令和6年6月1日	Ⅲ リスク対策 2-リス21 目的内の入手が行われるリスク 必要な情報以外の入手するのを防止するための措置の内容	<p>①既存基システムからの連携による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- システムによる担保</li> </ul> <p>②申請情報からの入手(手紙、電子データ)</p> <p>・ 納税義務者等が税法の規定に基づき、課税資料、申請届出書等を提出する場合、法令、通達により手続に必要な事項を規定した様式をすこして、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③住基CSの参照による取得</p> <p>・ 住基CSオンライン端末による入手</p> <p>・ 住民税業務に必要な範囲で入手するよう、職員に対する教育徹底。</p> <p>④印影連携による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- システムによる担保</li> </ul> <p>⑤eLTAXによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 審査シートによる入手</li> <li>- 利用規約から法規等により定められた様式で受領することから、必要な情報を入手するのを防止。</li> </ul> <p>・ 国税通達「スミハニ」による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一国税局から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報を入手するのを防止。</li> </ul> <p>⑥その他 (窓口応対、電話応対、窓口申請書など)</p> <p>・ 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底。</p> <p>窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p>	<p>変更前の記載へ追加</p> <p>⑥個人住民税申告ボーラーにおける措置</p> <p>・ 住民が個人住民税申告ボーラーにおける画面の説明に従い申請フォームによる必要情報を入力することでなるが、画面での説明を簡潔に行うことで必要な情報を送信してしまったリスクを防止する。</p> <p>⑧マイナーポータル申請管理における措置</p> <p>・ 住民がマイナーポータル申請管理の画面の説明に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での説明を簡潔に行うことで、異なる手続きによる申請や必要な情報を送信してしまったリスクを防止する。</p> <p>⑨申請管理システムにおける措置</p> <p>・ マイナーポータル申請管理と比較がつておらず、マイナーポータル申請管理から送信される情報しか入手は行われない。</p>	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 2-リス22 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>特定期個人情報を入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようとする。</p> <p>①既存基システムからの連携による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- システムによる担保</li> </ul> <p>②申請情報からの入手(手紙、電子データ)</p> <p>・ 紳税義務者等が税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料(申請、届出書)を提出する際に、法令、通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本部は、個人番号を付けることが必要であると認識して申告書類を提出することになる。</p> <p>③住基CSの参照による入手</p> <p>・ 住基CSオンライン端末による入手</p> <p>・ 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底。</p> <p>④印影連携による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ハンズアラウンドによる一括入手</li> <li>- システムによる担保</li> </ul> <p>⑤eLTAXによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にして、利用者ID及び暗証番号(パスワード)に登録されている利用者がeLTAXを利用することはできない。これらによって利用者が、eLTAXで受け付いた情報が漏洩するリスクを低減する効果がある。</li> <li>- 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底。</li> </ul> <p>特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に依れる。</p>	<p>変更前の記載へ追加</p> <p>⑥個人住民税申告ボーラーにおける措置</p> <p>・ 住民が個人住民税申告ボーラーから個人番号登録申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のみに署名捺印も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・ 個人住民税申告ボーラーの画面の説明においては、個人番号登録申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、個人登録の操作を行わせるため、本人からその確認の報告のみが送信される。</p> <p>⑦マイナーポータル申請管理における措置</p> <p>・ 住民がマイナーポータル申請管理から個人番号登録申請データを送信する際には、個人番号登録申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、個人登録の操作を行わせるため、本人からその確認の報告のみが送信される。</p> <p>・ マイナーポータル申請管理の画面の説明においては、住民に何の手順を電子署名を行っていいのか説明してもららなく操作を行っていたところ、若い方の申請フォームが初めてのサービスとして、操作が複雑でわからないと感じる声が聞かれており、そこで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施したいだけるよう措置を講じている。</p> <p>⑧申請管理システムにおける措置</p> <p>・ 申請データは、マイナーポータル申請管理以外の方法では入手ができない。</p> <p>・ システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。</p>	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 2-リス23 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合</p> <p>・ 税務手帳用法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用規則(平成26年政令第155号)(以下「番号利用法」という)、第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用規則による規則(以下「番号利用法施行規則」という)、第1条等の規定に基づき個人番号カード、通知番号カードと認証免許證等による確認のほか、番号利用法施行規則第3条第3項(第1条第3項の規定による規則)に規定に基づき確認する。</p> <p>②代用申請から個人番号の提供を求める場合</p> <p>・ 税務手帳用法第16条、番号利用法施行規則第12条第2項、番号利用法施行規則第1条等の規定に基づき代理の個人番号カード、通知番号カードと認証免許證等による確認のほか、代理者が税理士等である場合においては、番号利用法施行規則第9条第7項等の規定に基づき、税務手帳用法施行規則第9条第7項等の規定に基づき税務手帳用法施行規則第9条第7項等に記載されている番号等を提出するなどの方法によること。</p>	<p>変更前の記載へ追加</p> <p>③個人住民税申告ボーラーにおける措置</p> <p>・ 住民が個人住民税申告ボーラーからマイナーポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、個人登録の操作を行わせるための確認等を実施する。これにより、個人登録を実施する。</p> <p>④マイナーポータル申請管理における措置</p> <p>・ 住民がマイナーポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを送信した際には、個人登録の操作を行わせるための確認等を実施する。これにより、本人確認を実施する。</p>	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 2-リス24 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性の確保の措置の内容	<p>・ 各税法等に基づいて市町村に提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものそのままで保管する必要がある。</p> <p>・ 入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>・ 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>・ 入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。</p>	<p>変更前の記載へ追加</p> <p>・ 個人住民税申告ボーラーにおける措置</p> <p>・ 住民が個人住民税申告ボーラーからマイナーポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信する際により、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・ マイナーポータル申請管理における措置</p> <p>・ 住民がマイナーポータル申請管理から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 2-1リスク4 入手の際に特定個人情報を漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p>【紙媒体に対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施設管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</li> <li>・窓口で対面にて受取り・事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。</li> </ul> <p>また、郵送の場合は必ず郵便又は信使便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう十分に確認の上、市役所に送付する旨を市ホームページや広報にて案内する。なお、送付専用封筒の利用を勧奨するなどにより領配達防止をする。</p> <p>【電子データに対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO、CD、DVDなど)を用いた運用を極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、定められた保管場所で施設管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。</li> <li>・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、府内に閉じたネットワークなど)を用いている。</li> </ul>	<p>変更前の記載へ追加 マイナーポータル申請管理における措置及び申請管理システムにおける措置 ・マイナーポータル申請管理とLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人のユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行ふ。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ・申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行ふ。</p>	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 3-1リスク2 権限のないものによって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	<p>・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証並びに生体認証を行ふ。</p> <p>・また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p> <p>・許可された特定の職能だけが、特定個人情報ファイルにアクセスすることができるよう、制御を行っている。</p>	<p>変更前の記載へ追加 マイナーポータル申請管理における措置 ・マイナーポータル申請管理とLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人のユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行ふ。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ・申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行ふ。</p>	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 3-1リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<p>【発効管理】 個人住民税の事務実施者にユーザーIDを発効する。また発効されたユーザーIDごとにアクセス権限を設定する。</p> <p>【失効管理】 定期的に失効させるため、人事異動情報を取得し、定期的にユーザーIDの失効管理業務を行う。また、非正規職員のユーザーIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。</p> <p>なお、上記発効管理・失効管理においては、情報システム管理部門の担当者が、定期的に人事異動情報を基にメンテナンスを実施する。</p>	<p>変更前の記載へ追加 &lt;マイナーポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt; マイナーポータル申請管理及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行ふ。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務局に必要となる情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務局に必要となるアクセス権限の付与を行う。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。</p>	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 3-1リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<p>・人事異動情報を基に権限表を作成し、権限表をもとに適正な発効管理・失効管理を行ふ。 &lt;マイナーポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置&gt;</p>	<p>変更前の記載へ追加 マイナーポータル申請管理及び申請管理システムのアクセス権限については、以下の管理を行ふ。 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と合致を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 3-1リスク3 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・個人住民システムでの特定個人情報の更新・参照・発行の記録を操作履歴（アクセスログ）として保管する。 ・操作履歴は、申請文書、申請情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など。 ・アクセス記録は、7年間分による保管・管理を行う。  不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。	変更前の記載へ追加 ・マイナーポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置 ・マイナーポータル申請管理及び申請管理システムへのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作の記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正アクセスログ（ハッキング）により、不正な操作の検出と外部からの防止を行う。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 3-1リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴後操作ログを記録する。 ・業務上必要のない機密又は抽出が行われた（行われている）時候を把握した場合は、担当者（該当者）へのヒアリングを実施する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用禁止についての徹底を図る。 ・職員以外の委託先等には、当該事項についての誓約書の提出を求める。	変更前の記載へ追加 ・マイナーポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置 ・マイナーポータル申請管理及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 3-1リスク4 特定個人情報が不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<b>【職員端末】</b> ・システムからの抽出データには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。 ・職員端末においては、極力個人番号をエクセルファイルなどに保存しないようしている。（「他の電子ファイル」の作成を極力行わない）  <b>【サーバ】</b> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に既定されている。 ・システム上、管理権限を与えた者以外、情報の複製は行かない体制を組み立てる。 ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持つ者のみがアクセスできる。  不正な操作、アクセスがないことを操作履歴により適時確認し、不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を分析・確認し、その結果を管理責任者に報告する。	変更前の記載へ追加 ・マイナーポータル申請管理及び申請管理システムにおける措置 ・マイナーポータル申請管理及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定内容	記載事項の追加  個人情報（特定個人情報を含む）取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えいの禁止 ・再委託における条件 ・委託目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時ににおける報告義務 ・個人情報取扱いに関する個人情報の返還義務又は返却義務（廃棄届け出の場合は返却義務） ・事業所内からの個人情報の持ち出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施	事前	再評価における見直しによるもの	
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 6-1リスク4 入室の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	記載事項の追加	変更前の記載へ追加 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視、障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報はアクセスすることはできない。	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日 III リスク対策 6-1リスク 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用合照リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高機能セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、通信回線を複数持つとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対する措置。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にはアセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>④中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高機能セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者にはアセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>④中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高機能セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>⑤中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、通信回線を複数持つとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑥中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するシステムを地方公共団体ごとに区分して(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他の団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑦特定個人情報を管理する場合に限り、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用合照リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと既存システムについてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対する措置。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報を管理する事業者にはアセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>④中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高機能セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>⑤中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、通信回線を複数持つとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対する措置。</p> <p>⑥中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>⑦中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>⑧中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、通信回線を複数持つとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑨中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分して(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用してある団体であっても他の団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑩特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行なうことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p>	事前	再評価における見直しによるもの	
令和7年6月1日 III リスク対策 6-1リスク 情報提供ネットワークシステム連続に伴うそのほかのリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高機能セキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者にはアセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>④中間サーバーと既存システムについてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対する措置。</p> <p>⑤中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>⑥中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>⑦中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、通信回線を複数持つとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対する措置。</p> <p>⑧中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>⑨中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>⑩中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、通信回線を複数持つとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対する措置。</p> <p>⑪中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>⑫中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間で、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>⑬中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分して(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用してある団体であっても他の団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑭特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行なうことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p>	事前	再評価における見直しによるもの		
令和7年6月1日 III リスク対策 7-1リスク 情報漏えい等のリスクに対する措置	<p>&lt;長野市における措置&gt; セキュリティゲートに入退館管理をしている建物の場合は、さらに入退館管理を行っている部屋にサーバーを設置する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>・作業のため、データセンター内で電子記録媒体等の機器類の持込み・持出しへする場合は、事前に管理責任者に申請をし、承認を得ることとする。</p>	<p>&lt;長野市における措置&gt; セキュリティゲートに入退館管理をしている建物の場合は、さらに入退館管理を行っている部屋にサーバーを設置する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから選択することができます。より、システムを構成する環境に構築する。その環境には認可された者がだけアクセスできるよう適切な入退室管理等を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部部門にて検討することとしている。</p> <p>③クラウドサービスから選択することができます。クラウドサービス事業者及び申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>・LGWN接続端末については、業務時間内のセキュリティハイヤーによる認定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキーピッカ等への保管などの物理的対策を講じてある。</p> <p>・外部記録媒体についても、規定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキーピッカ等への保管、使用管理制度による管理、などの安全管理措置を講じている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が所有・管理する環境に接続する。設置場所はセキュリティ対応はクラウドサービス事業者は、セキュリティ管理が適切に実施されているほか、次を満たしている。ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。日本国内でデータを保管している。</p>	事前	再評価における見直しによるもの	
令和7年6月1日 III リスク対策 7-1リスク 5-物理的対策 具体的な対策の内容					

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	III リスク対策 7-1リスク① ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;長野市における措置&gt;</p> <p>①不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスバーンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>②不正アクセス対策 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率かつ包括的に保護する装置)等を用いて、セキュリティポリシー(セキュリティルール)に基づくアクセス制限、侵入検知及び侵入防御を行っている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>変更前の記載へ追加 &lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等を締結している。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム」)は、ガバメントクラウドに関する規制(「規制」)に該当する場合(「規制」第1条第1項第1号)、令和6年6月1日以後施行する以下の利害関係(「規制」第1条第1項第2号)に該当するASP(「規制」をいいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(「規制」第1条第1項第3号)に該当する「ガバメントクラウド運用管理補助者」(「規制」第1条第1項第4号)に該当する場合(「規制」をいいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウド運用管理補助者と同一の規制の適用を受け、規制の適用を受けない場合は、ガバメントクラウド運用管理補助者と同一の規制の適用を受けない。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策等を実施する。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者等が導入する規制(「規制」第1条第1項第1号)に該当する場合(「規制」をいいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウド運用管理補助者等が導入する規制(「規制」第1条第1項第1号)に該当する場合(「規制」をいいう。以下同じ。)に、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行なう。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成される。</p> <p>⑦ガバメントクラウドの規制(「規制」第1条第1項第1号)又はガバメントクラウド運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;マイクロボトル申請管理システムにおける措置&gt;</p> <p>・LGWAN接続端末へのウイルス検査ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的更新やウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行なう。</p> <p>・マイクロボトル申請管理と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行なうことで、外部からの盗聴等が起こりにくいよう配慮しており、さらに通信機器も暗号化して通信を行なう。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率かつ包括的に保護する装置)等の導入により、セキュリティポリシー(セキュリティルール)に基づくアクセス制限、侵入検知及び侵入防御を行なう。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要な割合を講じる。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームでは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境にて構成し、インターネットとは切り離された閉域ネットワークに接続して構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータは、データが保存される特定個人情報を除く、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離することによって通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを変換化した上で、インターネットを利用しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	事前	再評価における見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 7-1リスク2 特定個人情報が古い情報の 保管並びに再利用するリスク に対する措置の内容	・保存期間を経過した特定個人情報については、適時に個人住民税システムの処理にて消去する。	変更前の記載へ追加  くマナボーネル申請管理及び申請管理システムにおける措置> ・LGWN接続月末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	Ⅲ リスク対策 7-1リスク3 特定個人情報が消去されず いつまでも存在するリスク リスクに対する措置の内容 消去手順 手順の内容	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。  ・権限デスクの営業時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理導入での記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的削除等を行うことにより、内容を読み出しができないようにする。  ・帳票等については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃業時には、要領・手順書等に基づき、廃断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	変更前の記載へ追加  くマナボーネル申請管理及び申請管理システムにおける措置> ・LGWN接続月末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記録媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃業する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	IV その他のリスク対策 1-②監査 具体的な内容	<長野市における措置> 個人情報保護、情報セキュリティ担当部署が以下の観点により内部監査を年1回実施し、その監査の結果を踏まえて体制や規定を改善していく。 ・評価書記載項目と運営実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する個人の安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理指針の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	変更前の記載へ追加  くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。  く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備構成を構築し、ハイブリッド型セキュリティ管理(人間管理等)による運用効率化を図りながらセキュリティの強化、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、ガバメントクラウド事業者と契約する事象の場合は、ガバメントクラウド事業者にて対応することとする。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市が業務アプリケーション事業者に提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を負担する。 ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、ガバメントクラウド事業者と契約する事象の場合は、ガバメントクラウド事業者にて対応することとする。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市が業務アプリケーション事業者に提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を負担する。	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	V 開示請求、問合せ 1-①請求先	総務部 庶務課 情報管理室	財政部 市民税課	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日	V 開示請求、問合せ 1-②個人情報ファイルの公表場所	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 文書情報管理課	事前	再評価における見直しによるもの
令和7年6月1日 (別添1)事務の内容 (備考)	①課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、個人住民税システムへ取り込む ②課税資料についてはデータバンチ事業者へ電子ファイル化(ハンチ作業)を委託し、作成された電子ファイルを個人住民税システムに取り込む。 ③取り込んだ課税資料について、課税原票管理システムへ特記事項を含むデータファイルを登録し、イメージ照会を可能とする。 ④課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い課税料の場合は住登外課税通知書を送付し、当該地市町村から課税資料を回収してもらう。また市町村での住登外課税の場合は住登外課税通知書を受取し、申告書等の課税資料が届いた場合は回送する。 ⑤各年度に算出した課税資料をもとに、個人住民税システムで課税通知書を作成する。個人住民税システムにて課税通知書を作成する。また、課税資料をもとに、個人住民税システムにて課税通知書を作成する。 ⑥当初課税時及び異動終了時に他課システム向由データを作成し提供する。また既設システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。 ⑦当初課税時及び異動終了時に所得・控除等の情報を連携ワークから地税課、他市町村の情報を作成する。手帳情報提供ネットワークにて地税課、他市町村の情報を作成する。 ⑧年金保険者へ税額引当額及び必要に応じて特別徴収停止依頼を行い、処理結果を年金保険者から受領システムに反映させる。 ⑨調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、扶養は正データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。	①宛名情報、事業所情報及び課税情報を個人住民税システムから申告受付システムへ連携する。 ②課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書)を受け付け、申告支援システムへ取り込む。個人住民税申告(電子)において、住民税申告ポータルは、マイナボーネル申請管理にて住民税申告データを連携する。地方団体がマイナボーネル申請管理にて住民税申告データを連携する。課税資料(確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書)へロードしたデータを基幹システムに連携する。 ③取扱いした課税資料を名寄せ含め、個人住民税システムにて登録する。 ④年金保険者へ税額引当額及び必要に応じて特別徴収停止依頼を行った場合は、当該地市町村から課税資料を回収してもらう。また市町村での住登外課税の場合は住登外課税通知書を受領。申告書等の課税資料があれば回送する。 ⑤各年度に算出した課税資料をもとに、個人住民税システムにて課税通知書を作成する。また介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。 ⑥当初課税時及び異動終了時に他課システム向由データを作成する。また、課税資料をもとに、個人住民税システムにて課税通知書を作成する。 ⑦当初課税時及び異動終了時に所得・控除等の情報を連携ワーク経由で中間サーバーへアップする。また情報提供ネットワークから地税課、他市町村の情報を参照する。 ⑧年金保険者へ税額引当額及び必要に応じて特別徴収停止依頼を行い、処理結果を年金保険者から受領システムに反映させる。 ⑨調査により申告情報に誤りがあることが判明した場合等、扶養は正情報データとしてeLTAXを介して税務署へ送信する。	事前	再評価における見直しによるもの	